

# 北海道食品機能性表示制度認定マーク表示要領

## 第1 目的

この要領は、北海道食品機能性表示制度運用要綱（以下「要綱」という。）第4の3に規定する認定マークの表示について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 商標権

認定マークに関する商標権は、北海道が所有する。

## 第3 認定マークの使用

認定マークは、要綱第4の5の規定により、北海道知事から認定を受けた商品（以下「認定商品」という。）に限り使用できるものとする。

## 第4 認定マークの表示場所

認定マークは、要綱第4の1で規定する表示の隣接する場所に印刷又は貼付するものとする。

## 第5 認定マークの仕様

認定マークの仕様は、別記によるものとする。

## 第6 誤認の防止

認定事業者は消費者等に誤認させるような方法で認定マークを表示してはならない。

## 第7 認定マークの使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、事業者は速やかに認定マークの使用を中止するものとする。

- (1) 要綱第9の1の規定による認定の取消を受けたとき
- (2) 要綱第9の3の規定による取下の届出をしたとき
- (3) 第6に該当すると知事が認めたとき

## 附 則

この要領は、平成25年5月24日から施行する。

ただし、第2の規定については、商標法に基づく商標登録日（平成25年8月23日）から施行する。

## ■北海道食品機能性表示制度認定マークの仕様

### 1. 形状

次のとおり



### 2. カラー

- ・矢印～レッド (M90Y85)
- ・「北海道認定」～ブラック (K100)
- ・上記以外の形状～グリーン (C100Y100)

※ただし、カラーによりがたい場合は、モノクロでの使用または白抜き（ネガ）での使用を認めるものとする。

### 3. 留意事項

- ・このマークのシグネチャー（組合せ方）は、変形・改造しないこと。
- ・このマークは、平成25年8月23日付けで、北海道の名義により商標登録されている。